令和８年（フ）第１１４号
北海道苫小牧市北光町４丁目９番９号　ハイツニシムラＣ―21、前住所北海道苫小牧市北光町４丁目５番５号　メゾン・ピープル２206号
債務者　藤丸　優子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第１２７号
北海道苫小牧市字勇払132番地　公住３―104号
債務者　板澤　　繁
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第５９号
青森県三沢市深谷２丁目94―307　雄ハイツＢ（住民票上の住所　青森県三沢市大津３丁目144番地43号）
債務者　久保田　昌具
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　青森地方裁判所十和田支部

令和８年（フ）第７９号
宮城県白石市大鷹沢三沢字南中山105番地１、前住所仙台市青葉区川平３丁目８番23号　クラッシーナ仙台204
債務者　一條　清和
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第１４５号
富山県高岡市井口本江12番地１　クオーレＢ棟102号
債務者　平野　裕子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第８号
長野県下伊那郡豊丘村大字神稲3441番地３
債務者　安部　和江
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　長野地方裁判所飯田支部

令和８年（フ）第２５４号
三重県三重郡菰野町大字榊890番地68、前住所愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目11番地の１　藤和シティホームズ鴨付307号
債務者　服部　竜也
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１４９号
滋賀県彦根市古沢町870番地36
債務者　横川　友美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１５１号
滋賀県彦根市東沼波町1064番地１（302号）
債務者　田口　敦子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１５２号
滋賀県彦根市東沼波町1064番地１（302号）
債務者　宮城　壮司
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１５９号
鳥取県米子市米原３丁目２番５号　105号
債務者　新田　智子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１６１号
鳥取県米子市新開１丁目５番15号
債務者　立川富士夫
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１６６号
鳥取県米子市旗ヶ崎１丁目２番32号
債務者　清山　高之
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第７４号
島根県出雲市今市町2008番地34　一の谷県営住宅３―312
債務者　本多　浩二
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第１２３号
広島県呉市広両谷３丁目４番29号
債務者　山口　千春
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第２４２号
広島県福山市幕山台八丁目３番６号
債務者　渡邉　博司
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１０２号
山口県下関市富任町４丁目３番７―301号　ベルフィット富任、前住所山口県下関市彦島西山町２丁目４番32―２号
債務者　岡田　健一
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　山口地方裁判所下関支部破産係